

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名： 自治行政局 地域情報政策室

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備

2 事業等の概要等

国の行政機関は、地方公共団体に対して、多数の調査・照会業務を実施しているが、各部局単位でそれぞれのルート、媒体、方法等で実施されていること等、非効率が生じている現状がある。これを解決するため、国から地方公共団体に対する調査・照会業務について、霞が関WAN、LGWANを活用した汎用的に利用可能なシステムを構築し、業務プロセスの標準化・合理化や調査・照会業務の見直しを行うことにより、業務処理時間を年間約 3.3 万時間、他システム等の経費を年間約 3.1 億円削減することを目標とする。

3 政策評価の観点及び分析等

事業実施前後の実績を把握し、最適化計画に示された、業務処理時間の削減額、システム運用経費の削減額を達成した場合に、目標が達成されたと判断することとしていたが、最適化効果を確実にあげるための検討の結果、想定し得るいずれの方式でも最適化効果をあげることができなかった。

このため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムを最適化対象業務・システムから除外し(電子政府推進計画(平成 19 年 8 月 24 日一部改訂各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定))、開発を行わないこととしたため、有効性、効率性いずれの観点からも目標は達成できなかった。

今後は、各府省が必要に応じて個別に業務・システムの最適化等を進めて行くこととなる。

4 政策評価の結果

当該事業を実施することによる、経費削減効果、業務処理時間の削減効果を検証した結果、最適化効果をあげることができないことが明らかとなったため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととした。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信利用促進課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

字幕番組・解説番組等の制作促進事業

2 事業等の概要等

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実は我が国の重要な政策課題となっている。しかしながら、当該番組については多額の制作コストが必要であり、インセンティブが働きにくい構造となっているため、当該番組の拡充を図るためには、国の財政支援が必要な状況となっている。

当該番組の拡充は、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を促進するものであり、「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日、IT 戦略本部）、「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月）にも盛り込まれた必要性の高いものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：平成 19 年度の民放キー 5 局平均の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は 89% となり、設定した目標について概ね達成できた。
- ・ **効率性**：これまで、字幕番組を制作する状況等に応じて助成率や助成対象範囲の見直しを行っており、限られた予算を有効に活用し、最大限の効果が得られるよう、効率的な執行を行っているものと認められる。
- ・ **優先性**：放送は、国民生活において、報道、教養、教育、生活関連情報等を恒常的に入手できる手段として、欠くことのできない基幹的なメディアであり、これは視聴覚障害者にとっても同様である。視聴覚障害者が放送の効用を享受できるようにするためには、字幕番組・解説番組等の普及が重要であり、本事業は優先して実施すべき事業である。

4 政策評価の結果

本事業により、平成 9 年に設定した目標値を概ね達成したことから、一定の有効性、効率性が認められる。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 地上放送課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究

2 事業等の概要等

地上デジタル放送の特徴である高度なサービスの利活用を推進し、その普及を更に加速・推進していく観点から、地上デジタル放送の高度なサービスを、国民とより多くの接点を持つ防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方策を明確化し、本調査研究の成果を取りまとめ、地方公共団体等への的確な情報提供ならびに今後の政策検討に資することを目的として、平成 17 年度～平成 18 年度にかけて、総務省において以下の調査研究を実施。

- ①多様な既存ネットワークインフラを活用した地上デジタル放送の再送信
- ②サーバー型放送の公共分野における利活用
- ③携帯端末向け放送の公共分野における利活用

3 政策評価の観点及び分析等

- ・**有効性**：地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成 19 年 8 月 情報通信審議会第 4 次中間答申）において、有用性が実証され、課題が明確化されていることが確認されており、有効性が認められる。また、報告書の各地方公共団体への配布により、的確な情報提供の観点から有効である。
- ・**効率性**：様々な経済効果を生む地上デジタル放送の普及促進に寄与する本調査研究は、計画年度より早期に終了することができ、費用対効果の観点からも効率性が認められる。

- ・ **公平性**：本調査研究の成果は広く公表されており、全国において地上デジタル放送が公共分野で活用されることを促進し、行政サービスを向上させることで、国民生活に還元・分配されるものであり、公平性が認められる。
- ・ **優先性**：地上放送のデジタル化は e-Japan 戦略Ⅱ等において、その必要性が明確に位置付けられており、情報通信分野、ひいては国民生活における喫緊の課題である。そのような地上デジタル放送の普及・促進を目標とする本調査研究は、優先的に実施されるべきものである。

4 政策評価の結果

目標達成の観点から成果が上がっており、有効性等が認められるが、地上デジタル放送の更なる普及のために、サービス実用化への可能性について検討することが重要である。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信作品振興課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

2 事業等の概要等

ブロードバンドインフラ整備の進展やブロードバンドネットワークの利用拡大に伴い、ネットワークを活用したコンテンツ流通の拡充が期待されている。

一方、コンテンツの流通促進については、政府として「今後 10 年間でコンテンツ市場を約 5 兆円拡大させることを目指す」との目標を立て、国家戦略の柱として位置づけられている。

政府の「知的財産推進計画」においても、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証が盛り込まれており、「IT 新改革戦略」に基づく「重点計画」においても、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、所要の技術的要素等の検討・検証を行うことが求められている。

このような方針が示される中、本事業は、ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤（マルチコンテンツ利用技術）の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現することを目的として技術の開発・実証を行うものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な技術の開発・実証が行われ、その技術が確立したことにより、多彩なコンテンツの流通・利活用形態の実現が促進につながるとともに、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入、国際標準化に向けた展開が図られ、我が国発の新 IT 社会及び知的財産立国実現に貢献し、コンテンツ市場の一層の発展に資するものであり、有効性が認められる。

- ・ **効率性**：多様なマルチコンテンツの流通のためには、コンテンツの保護と利便性の両立に向けた汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となるが、これは公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術であり、コンテンツの権利者、コンテンツホルダ、配信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠となる。本事業においては、国がリーダーシップを発揮して検討・合意形成の場を提供し、実証実験の場を提供するとともに、民間企業の既存のノウハウも活用しつつ、連携協力して実施しており、効果的・効率的に執行されていると認められる。

4 政策評価の結果

本事業における実証実験においては、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けた技術について、多様なネットワーク・メディア環境におけるコンテンツ流通の円滑化、ユーザーインターフェースの効率化の観点から検証が行われ、円滑なコンテンツ利用に資する技術が確立され、所期の目標が達成できており、また、その後の次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果を上げており、一定の有効性が認められる。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 移動通信課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発

2 事業等の概要等

移動通信システムにおいて、電波の高度な共同利用を実現するために必要となる「コグニティブ無線通信技術の研究開発」、「空間軸上周波数有効利用技術の研究開発」、「超伝導フィルタ技術の研究開発」、「コグニティブ無線端末機の実現に向けた要素技術の研究開発」の 4 つの要素技術の研究開発を実施した。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立された。さらに、複数件の国際標準化提案を行っており、当該分野における我が国の国際競争力強化に資することが見込まれることから、本研究開発には有効性が認められる。
- ・ **効率性**：実施年度ごとの実施計画について、外部専門委員による評価を受けるなど、本研究開発は効率的に実施されたと認められる。

4 政策評価の結果

本研究開発は、当初の目標を達成しているとともに、その有効性及び効率性が認められる。今後は、国際標準化活動及び本研究開発において確立した技術の実用化に向けた取組等を実施することにより、本研究成果の展開を図ることが望まれる。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発

2 事業等の概要等

情報通信審議会答申「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割－電波政策ビジョン－」（平成 15 年 7 月 30 日）において示しているように、2013 年頃に約 1.06～1.38GHz 幅の周波数が移動通信システムに必要なると推測される。

このような状況を踏まえ、Cバンドを用いる衛星通信と、同帯域への導入が計画されている第 4 世代移動通信との周波数共用を可能とする技術を開発する。この技術開発のため、従来の受信地球局のアンテナに、干渉除去用アダプティブアンテナ機能を付加し、干渉波を抑圧することで、衛星通信に必要なビット誤り率（ 1×10^{-6} 以下）の確保を目指す。

3 政策評価の観点及び分析等

本件の評価にあたっては、主に次の観点において評価を行う。

- ・ 技術的側面として干渉抑圧効果によるビット誤り率の改善度
- ・ 国際標準化の側面として、学会への論文投稿や国際機関への文書提出状況
- ・ 参考として、外部専門家・外部有識者から構成される「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」での評価結果
- ・ **有効性**：固定した単一干渉波源からの干渉波レベルを衛星ノイズフロア程度まで抑圧することが確認できた。これにより、衛星通信と第 4 世代移動通信との混在環境において、周波数や地理的位置関係への制約を大きく軽減させるために必要な共用条件が得られた。
- ・ **効率性**：受託者の実施体制としては、干渉を受ける側であるアンテナ運用サイドの民間企業及びアンテナ装置の開発サイドである民間企業から構成されており妥当と言える。また、研究開発の遂行にあたっては、外部専門家・外部有識者

から構成される委員会を本研究開発のために設置し、定期的を開催することで、専門家及び有識者からの助言を計画に反映している。さらに、本共用技術は衛星通信・地上通信間の共用技術以外にも応用可能であることから、費用対効果も妥当であると考えられる。

- ・ **公平性**：本研究開発は、衛星通信と第4世代移動通信との周波数共用を図るためのものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性を有するものと考えられる。

・ **今後の課題及び取組の方向性**

本研究開発では、干渉波抑圧装置による一定の抑圧効果が確認された。将来の実用化に向けては、複数干渉波源やマルチパスによる干渉抑圧量の劣化等の課題が残っている。

これらの課題に対しては、補助アンテナ数の増加など技術的な改良によって、さらなる干渉抑圧が可能となる。また、技術的改良の一方で運用においても、移動通信システムのうち基地局から移動局への回線（下り回線）を干渉抑圧対象とすることで、マルチパスによる影響等を受けず、効率的な干渉抑圧が期待される。

国際標準化への貢献としては、本技術に関連する ITU-R 会合において、寄与文書の提出等取組を行っているところであり、第4世代移動通信システムの国際基準策定に合わせて、本共用技術を国際的に幅広く提案していく予定。

4 政策評価の結果

本研究開発は、衛星通信と第4世代移動通信との共用を図るものであり、干渉抑圧技術については大きな成果が得られた。現在、関連する ITU-R 会合への寄与文書の提出といったような国際的な周知を図っており、平成25年頃を目途に実用化のための取組を引き続き行う予定。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波環境課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

高速・高精度測定技術の研究開発

2 事業等の概要等

複数の無線システムを現状よりも稠密に配置する際に、互いの無線システム間で有害な混信を避ける必要があることから、高い精度を維持しつつ効率的に測定を行う技術について、研究開発を行うことによって、厳密な周波数共用基準を策定かつ運用する環境を整え、電波のより有効な利用を図る。

3 政策評価の観点及び分析等

学識経験者による「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」（平成 20 年 5 月）において、学識経験者による外部評価を受け、政策効果の把握に活用した。

- ・ **有効性**：本研究開発については、電波の有効利用に資する厳密な周波数共用基準を策定かつ運用できるようになり、本研究開発には有効性があったと認められる。
- ・ **効率性**：測定技術ごとに研究内容を区分し、それぞれに専門知識や研究開発遂行能力を有する通信機器メーカー等の研究者のノウハウを活用し、研究開発実施機関それぞれの特質に応じた適切な役割分担のもと、効率的に研究開発を実施した。

4 政策評価の結果

本研究開発は、目標達成に向け成果が上がっており、有効性等が認められる。今後は、製品等の実用化に向けた取組等を実施することにより、成果展開を図ることが望まれる。

また、本研究課題以外の事項については、引き続き研究開発を進めていくことが必要である。